

平成23年改正

産業活力の再生及び  
産業活動の革新に関する特別措置法

[ 産活法 ]

# 計画認定ハンドブック

経済産業省 産業再生課 編

商事法務

# 産活法の全体像

新興国を含めたグローバル市場における競争の激化に対して、わが国産業の国際競争力強化を目的に、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」(産活法)は、平成23年に改正され、産業再編等の支援策が拡充されました。

本パンフレットでは、とくに事業者の利用ニーズの高い「生産性向上を目指す事業者の計画認定」について、認定基準、特例措置の内容、手続などについて紹介します。

( 中小企業への支援その他の産活法に関する支援・措置については、<http://www.meti.go.jp/sankatsuhou/>を参考にしてください。)

## 主な支援策

計画認定により、ヒト・モノ・カネの生産性向上を支援

事業再構築計画 → P6,7  
コア部門へ経営資源を重点化

経営資源融合計画 → P10,11  
異業種で連携して事業展開

経営資源再活用計画 → P8,9  
他者の経営資源を有効活用

事業革新新商品生産設備導入計画 → P13  
自社技術による新商品開発を促進

事業革新設備導入計画は廃止。

計画認定により、資源制約に  
対応する取組みを支援

資源生産性の向上支援

資源生産性革新計画  
→ P14,15

資源制約対応製品生産設備  
導入計画 → P16,17

産業再編の促進のため  
支援措置を拡充

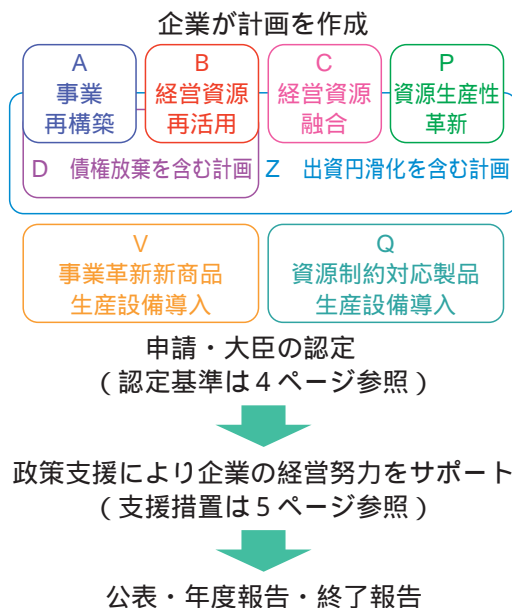
資金調達の円滑化等

指定金融機関を通じた融資  
→ P27

主務大臣から公正取引委員会  
への協議 → P30,31

# 計画認定の流れ

次ページ以降では、下の図の流れに沿って、産活法の計画類型と、それぞれの認定基準認定企業への政策支援メニュー（メリット）申請に必要な資料や、認定後の作業について、順番に説明していきます。



産活法の計画認定を受けるためには、生産性および財務健全性について、「我が国の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する基本的な指針（基本指針）」で定められる基準を満たす必要があります。

なお、とくに生産性の向上が必要な分野等について事業分野別指針が定められた場合には、基本指針および事業分野別指針を満たす必要があります。

# 各計画の認定基準と支援措置

## 認定基準

	事業 再構築	経営資源 再活用	経営資源 融合	事業革新新商品 生産設備導入	資源生産 性革新	資源制約対応製品 生産設備導入
(計画期間中に達成) 生産性の向上	・基準値以上のROEまたはROAの向上	必要 ROE (2%ポイント)	必要 ROA (2%ポイント)	必要 ROA (3%ポイント)		
	・基準値以上の有形固定資産回転率の向上	必要 (5%)	必要 (5%)	必要 (10%)		
	・基準値以上の従業員1人当たり付加価値額の上昇	必要 (6%)	必要 (6%)	必要 (12%)		
	・基準値以上のエネルギー生産性または炭素生産性の向上				必要 (注4)	
	・新たな市場の開拓に特に寄与する資源制約対応製品・専用部品等の製造					必要 (注5)
事業構造の 変更	・事業の開始、拡大、能率の向上等 (合併、分割、事業譲渡、会社の設立、資本の増加等によるもの)	必要 いずれか1つ	必要 (合併等)2以上の事業者に係るもの	必要 (注3)		必要 (注6)
	・事業の縮小、廃止等 (施設の撤去・設備の廃棄、事業譲渡等によるもの)	必要 いずれか1つ				必要 (注6)
事業革新	・事業革新(注1)	必要 (注2)	必要 (注2)	必要 (注3)		
	・事業革新新商品生産設備(注7)				必要	
健全性 財務性	・有利子負債 / キャッシュフロー 10	必要	必要	必要		必要
	・経常収入 / 経常支出	必要	必要	必要		必要
その他	・雇用への配慮	必要	必要	必要		必要

注1：登録免許税の軽減を利用したい場合に必要。

注2：右記いずれか1つを満たす 新商品・サービスが売上高に占める比率 1%

製造原価・販売費の低減率 5%

売上伸び率 業界平均値 + 5%

注3：右記いずれか1つを満たす 新商品・サービスが売上高に占める比率 1%

新商品・サービスの売上伸び率 業界平均値 + 5%

注4：右のいずれかを満たせばよい(ただし他の指標を悪化させないこと) エネルギー生産性 6%

炭素生産性 7%

注5：当該設備にて、資源制約対応製品または専用部品等を初年度50%以上、2年目以降は100%生産すること。

注6：「事業の構造の変更」のほか、「事業の分野もしくは方式の変更」または「事業活動の効率化」を満たすでも可。

注7：「事業革新新商品生産設備」とは、自社の研究開発成果を利用した事業革新新商品を生産する設備。

事業革新新商品とは、次の要件を満たす新商品

研究開発成果を利用した新しい商品であること

新商品が売上高に占める比率 1%

## 支援措置

	事業 再構築	経営資源 再活用	経営資源 融合	事業革新新商品 生産設備導入	資源生産 性革新	資源制対応製品 生産設備導入
税制	登録免許税の軽減(0.7～0.35%等)	✓	✓	✓	✓	
	債権放棄時の資産評価損の損金算入	✓	✓			
金融 支援	計画の実施に必要な資金に関する融資	✓	✓	✓	✓	
	計画の実施に必要な資金の借入・社債に関する 中小企業基盤整備機構による債務保証 (は設備導入のみ)	✓	✓	✓	✓	✓
	中小企業投資育成株式会社による設備投資時の 株式等の引受け等	✓	✓	✓	✓	✓
	指定金融機関の出資に対する損失補てん	✓	✓	✓	✓	
会社法	自社株式を対価とする公開買付けの特例 (株価の代わりに株式交換比率で決議可能)	✓	✓	✓	✓	
	完全子会社化手続に関する特例 (株主総会の開催不要)	✓	✓	✓	✓	
	略式組織再編(子会社の議決権の3分の2以上)	✓	✓	✓	✓	
	現物出資等の際の検査役調査 (取締役・監査役の調査で可)	✓	✓	✓	✓	
	減資と同時の株式の併合(取締役会決議で可)	✓	✓	✓	✓	
民法	事業譲渡時の債権者のみなし同意	✓	✓	✓	✓	
許認可	物流関係事業法の許認可のみなし取得・変更等 の特例				✓	
研究 組合法	研究組合の組織変更	✓	✓	✓	✓	
LPS法	外国株式等取得規制の適用除外	✓				
独禁法	主務大臣から公正取引委員会への協議	✓	✓	✓	✓	

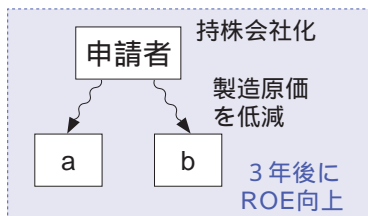
租税特別措置法で措置されている設備の特別償却制度については、経済産業省産業再生課  
(TEL: 03-3501-1560) までお問い合わせください。

# A 事業再構築計画

これは、産活法の計画類型の中で、最も基本的な計画です。みずからの中核的事業に対して経営資源を重点投入する、いわゆる「選択と集中」の経営により、企業全体の生産性向上を図る3年以内の事業計画が該当します。グループ内外での再編を行う場合に多く利用されています。計画には、関係子会社等を含めることができます。

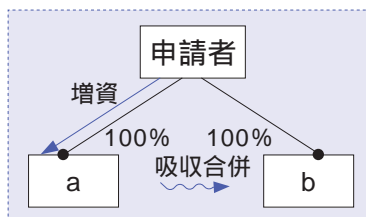
この事業再構築計画では、企業単位での数値目標を設定する必要があるため、認定を受けた企業が計画期間中に存続することが前提となります。

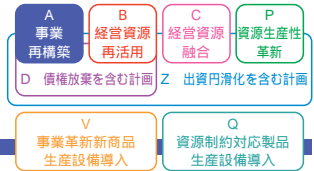
## 計画の例



申請企業が、事業部門を分割することで持株会社化。機動的な経営の下で製造原価を低減し、ROEの向上を図る。

申請企業が、100%子会社同士を合併させ、経営の一体化・効率化を図り、従業員1人当たり付加価値額を向上させる。





## 認定基準

認定を受けるには、事業再構築計画（3年以内）について、下記の1～3のすべてと、4または5のいずれかを満たす計画を作成する必要があります。

- |                         |      |   |   |
|-------------------------|------|---|---|
| 1 生産性の向上<br>(企業単位)      | いづれか | { | ROE <sup>1</sup> 2%ポイント<br>有形固定資産回転率 <sup>2</sup> 5%<br>従業員1人当たり付加価値額 <sup>3</sup> 6%   |
| 2 財務の健全化<br>(企業単位)      | すべて  | { | 有利子負債 / CF <sup>4</sup> 10倍<br>経常収入 経常支出  |
| 3 雇用への配慮                | すべて  | { | 計画についての労使間の十分な話し合い<br>従業員数の推移の記載<br>出向・転籍・解雇の内訳の記載  |
| 4 事業の構造の変更              | いづれか | { | 合併、分割、株式交換、株式移転、事業もしくは資産の譲受け、他社株式の取得、会社の設立、LLPへの出資による中核的事業の開始、拡大または能率の向上<br>施設の撤去、設備の廃棄、分割、株式交換、株式移転、事業もしくは資産の譲渡、関係事業者株式の譲渡、会社の設立、清算、LLPへの出資による事業の縮小または廃止 |
| 5 事業革新<br>(登録免許税の軽減に必要) | いづれか | { | 新商品・新サービス 売上の1%<br>製造原価または販売費 95%<br>売上伸び率 業界平均の売上伸び率 + 5%  |

1 : ROE = 自己資本当期純利益率について終了年度 - 開始年度 2

2 : (売上 / 有形固定資産) について終了年度 ÷ 開始年度 1.05

3 : (付加価値額 / 従業員数) について終了年度 ÷ 開始年度 1.06  
 < 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費 >

4 : CF = キャッシュフロー

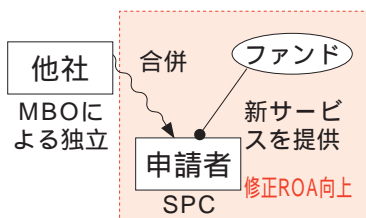


## B 経営資源再活用計画

これは、他の企業から事業を承継して、有効に活用する計画です。承継する事業に着目するため、事業を行っていない新設会社が申請者となることもできます。また、事業を譲渡する側が清算を予定している企業や法的整理中の企業でも構いません。

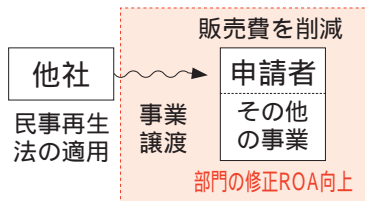
事業部門に着目するため、生産性向上の目標については、承継する事業部門に属する資産などを基準に、修正ROAなどで計測されることになります。

### 計画の例

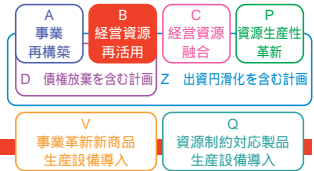


ファンドが設立した買収目的会社（SPC）が、他社の株式を取得し、合併。既存のグループ系列から独立して事業の修正ROAを向上させる。

民事再生法の適用を受けた同業他社の事業を承継し、申請企業の販売ルートを活かして販売費を削減、事業部門単位で修正ROAを向上させる。







## 認定基準

認定を受けるには、経営資源再活用計画（3年以内）について、下記の1～4のすべてを満たす計画を作成する必要があります。

- 1 生産性の向上（事業部門） → いずれか { 修正ROA<sup>1</sup> 2%ポイント  
有形固定資産回転率<sup>2</sup> 5%  
従業員1人当たり付加価値額<sup>3</sup> 6%
- 2 財務の健全化（企業単位） → すべて { 有利子負債 / CF 10倍  
経常収入 経常支出
- 3 雇用への配慮 → すべて { 計画についての労使間の十分な話し合い  
従業員数の推移の記載  
出向・転籍・解雇の内訳の記載
- 4 他の事業者からの事業の承継 → いずれか { 合併  
事業の譲受け  
その他上記に準ずるもの
- 5 事業革新（登録免許税の軽減に必要） → いずれか { 新商品・新サービス 売上の1%  
製造原価または販売費 95%  
売上伸び率 業界平均の売上伸び率 + 5%

は、Aとの相違点

1: 修正ROA = CF / 資産

2: (売上 / 有形固定資産) について終了年度 ÷ 開始年度 1.05

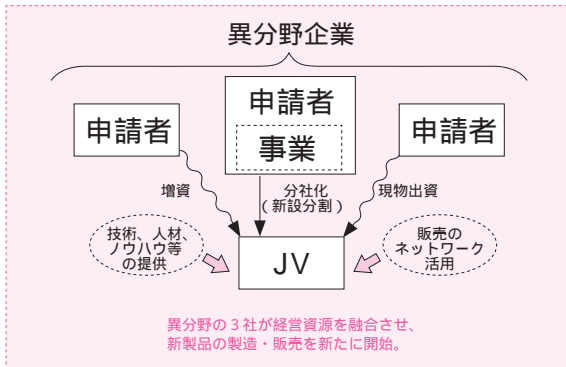
3: (付加価値額 / 従業員数) について終了年度 ÷ 開始年度 1.06  
< 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費 >

## C 経営資源融合計画

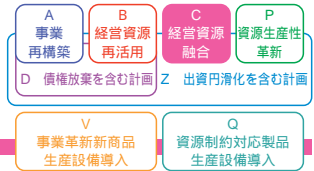
これは、異なる事業分野の経営資源の融合により革新的な事業を行い、著しい生産性向上を目指す計画です。

リスクの高い異分野企業間の連携によるイノベーション、それにつながる先端投資を促進する計画であるため、認定基準は A B のそれぞれの計画よりも厳しくなっています。

### 計画の例



2社以上の申請者（異分野の企業）がJVを設立し、それぞれの経営資源（技術、人材、ノウハウなど）を一体的に活用することで、新製品を開発、生産性を向上させる。



## 認定基準

認定を受けるには、経営資源融合計画（3年以内）について、下記の1～5の要件をすべて満たす計画を作成する必要があります。

- 1 生産性の向上（事業部門） いづれか { 修正ROA<sup>1</sup> 3%ポイント  
有形固定資産回転率<sup>2</sup> 10%  
従業員1人当たり付加価値額<sup>3</sup> 12%
- 2 財務の健全化（企業単位） すべて { 有利子負債 / CF 10倍  
経常収入 経常支出
- 3 雇用への配慮 すべて { 計画についての労使間の十分な話し合い  
従業員数の推移の記載  
出向・転籍・解雇の内訳の記載
- 4 経営資源の組合せ いづれか { 事業分野を異にする2以上の事業者による  
合併  
分割  
株式交換  
株式移転  
事業または資産の譲受け  
他社株式の取得  
増資  
会社の設立
- 5 事業革新 いづれか { 新商品・新サービス 売上の1%  
売上伸び率 業界平均の売上伸び率 + 5%

は、Aとの相違点

1：修正ROA = CF / 資産

2：(売上 / 有形固定資産) について終了年度 ÷ 開始年度 1.10

3：(付加価値額 / 従業員数) について終了年度 ÷ 開始年度 1.12

< 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費 >

## D 債権放棄を含む2計画



産活法は、債権放棄を受ける予定の企業であっても、前述の A B それぞれの計画が前向きな事業改革である限り、支援の対象としています。ただし、債権放棄を含む計画が円滑かつ確実に実施されるかどうかを判断するために、通常の認定手続きに比べて、追加の書類提出や手続が必要となります。

なお、この場合、民事再生法や会社更生法と同様に、税務上、「資産の評価損の損金算入」が認められることとなります。

### 申請時の追加書類

申請の時点で、以下の書類をすべて添付することが必要です。

- ・財務の健全化目標に対する公認会計士・監査法人の報告書
- ・債権者との間での、債権放棄についての合意書面
- ・減資など、株主責任の明確化を図ることを表明する書面
- ・いわゆる再建計画に対する専門家の調査報告書

### 認定後の必要書類

債権放棄の合意日から4ヵ月以内に以下の書類が必要です。

合意日から1ヵ月以内に仮決算を行った後の財産目録、資産の評価換えを反映した貸借対照表と損益計算書

その後、

半期ごとに 監査を受けた貸借対照表と損益計算書

四半期ごとに 売上の推移表と有利子負債残高の推移表  
が必要です。

# V 事業革新新商品生産設備 導入計画



これは、ベンチャー・中堅企業等の成長企業が自社開発した新商品の生産設備投資を支援する計画です。

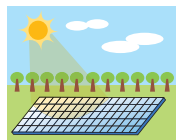
## 認定基準

認定を受けるには、導入しようとする設備について、以下の要件をすべて満たす計画を作成する必要があります。

- 1 事業革新新商品を生産する設備であること  
「事業革新新商品」とは、以下の要件を満たす新商品  
研究開発との有機的連携要件  
研究開発成果を利用した新商品であること  
事業革新新商品の革新要件  
新商品の売上高が全売上高に占める比率 1%
- 2 事業革新新商品を専ら生産する設備であること  
対象設備は、事業革新新商品を、計画の初年度で50%以上、2年目以降は100%生産する設備であること

## 計画の例

研究開発を行っていた革新的な太陽光発電設備の大規模生産を開始するため、生産設備投資を行い、市場に自社の新商品を供給する。



活用できる主な支援措置

設備投資に必要な資金に対する中小機構の債務保証

中小機構による債務保証を受けるためには、産活法認定とは別途、同機構の審査を受け承諾される必要があります。

# P 資源生産性革新計画

これは、事業者が自らの資源生産性を向上させるための計画です。計画認定を受けた事業者は、設備投資や組織再編等に関する支援措置を活用することができます。

企業単位だけでなく、一定の事業所（年間のエネルギー使用量が原油換算3,000kl以上）での申請や、複数事業者による共同申請も可能です。

## 認定基準

認定を受けるためには、資源生産性革新計画（3年以内）について、下記の1～4の要件をすべて満たす目標を定める必要があります。

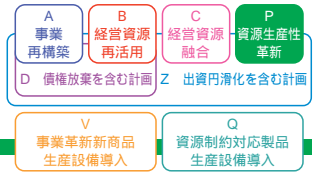
1 資源生産性の向上 （企業又は事業所単位）		向上率	備考
いずれか	エネルギー生産性 <sup>1</sup>	6%以上向上	ただし、炭素生産性が悪化しないこと
	炭素生産性 <sup>2</sup>	7%以上向上	ただし、エネルギー生産性が悪化しないこと

2 財務の健全化 （企業単位）	すべて	有利子負債 / CF <sup>3</sup> 10倍 経常収入 経常支出
3 雇用の配慮 （企業単位）	すべて	計画について労使間の十分な話し合い 従業員数の推移の記載 出向・転籍・解雇の内訳の記載
4 資源生産性の向上 を目指した事業活動	いずれか	事業の構造の変更 事業の分野もしくは方式の変更 または事業活動の効率化

1：エネルギー生産性 = 付加価値額 ÷ エネルギー使用量（原油換算kl）  
< 付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費 >

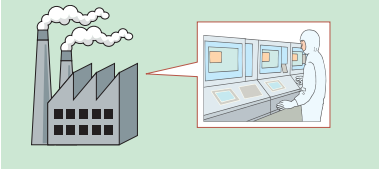
2：炭素生産性 = 付加価値額 ÷ エネルギー起源二酸化炭素排出量（t-CO<sub>2</sub>）

3：CF = キャッシュフロー



## 計画の例

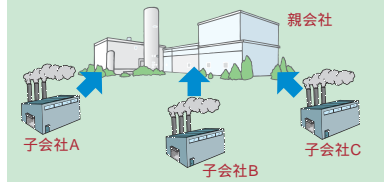
### 【具体例1】 (最新の省エネ設備の導入)



子会社に分散していた生産設備を合併により集約し、老朽化設備の廃棄と最新鋭設備の導入を同時に行うことにより、資源生産性の向上を図る。

工場に最新鋭の設備を導入して製造ラインを増設し、エネルギー使用量を抑制しつつ大幅に付加価値を増加させる取組により、資源生産性の向上を図る。

### 【具体例2】 (合併による設備の集約と共同廃棄)



### 活用できる主な支援措置

#### 【金融支援】

設備投資に必要な資金に対する中小機構の債務保証  
資源生産性革新の実施に必要な資金の指定金融機関の出資に対する損失補てん  
計画の実施に必要な資金に関する融資

#### 【税制支援】

登録免許税の軽減

#### 【規制の特例】

貨物利用運送事業法、貨物自動車運送事業法の許認可のみなし取得特例  
会社法特例（略式再編、現物出資の検査役調査免除、株式併合の特例等）  
民法特例（事業譲渡時の債権者のみなし同意）



## Q 資源制約対応製品生産設備導入計画

これは、環境性能に優れた製品として、「トップランナー基準対象商品」(同じ機能を有する製品含む)、「新エネルギー設備」、「革新的なエネルギー高度利用技術を活用した設備」など社会の資源生産性を向上する製品(資源制約対応製品)を生産するための設備投資を支援する計画です。

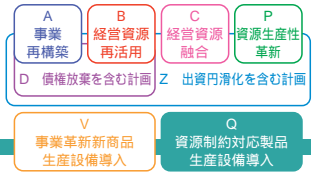
資源制約対応製品に使用される専用の部品等のみを生産する事業者も最終組立メーカーと共同申請することで、支援を受けることができます。

### 認定基準

対象設備は、資源制約対応製品(次ページの対象製品)または専用部品等を、計画の初年度で50%以上、2年目以降は100%生産する設備であることが必要です。

活用できる主な支援措置

設備投資に必要な資金に対する中小機構の債務保証



## 対象商品

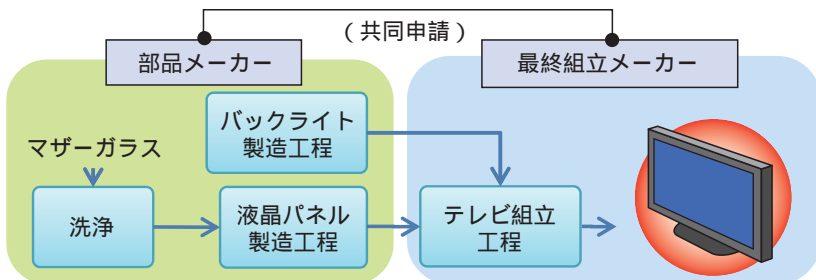
以下の24品目が対象となります。 (平成23年3月現在)

～ の製品については、エネルギー消費効率<sup>(1)</sup>が上位2割のものが対象

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>エアコンディショナー</li> <li>蛍光灯器具</li> <li>テレビジョン受信機<br/>(液晶テレビ・プラズマテレビ)</li> <li>複写機</li> <li>電子計算機</li> <li>磁気ディスク装置</li> <li>ビデオテープレコーダー</li> <li>電気冷蔵庫</li> <li>電気冷凍庫</li> <li>ストーブ</li> <li>ガス調理機器</li> <li>ガス温水機器</li> <li>石油温水機器</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>電気便座</li> <li>自動販売機</li> <li>変圧器</li> <li>ジャー炊飯器</li> <li>電子レンジ</li> <li>DVDレコーダー</li> <li>照明用白色発光ダイオード装置</li> <li>一般照明用電球形蛍光ランプ</li> <li>太陽熱利用集蓄熱装置<br/>(集熱面積75㎡未満)</li> <li>蓄電池 (太陽光発電・風力発電併設用 (29kwh未満))</li> <li>燃料電池 (1.5kw以下)</li> </ul> |
|---|---|

対象となる製品の省エネルギー基準達成率については、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十一項第一号の資源制約対応製品を指定する件」(製品告示)をご参照ください。URL:<http://www.meti.go.jp/sankatsuhou/>

## 共同申請の例 (液晶テレビの場合)

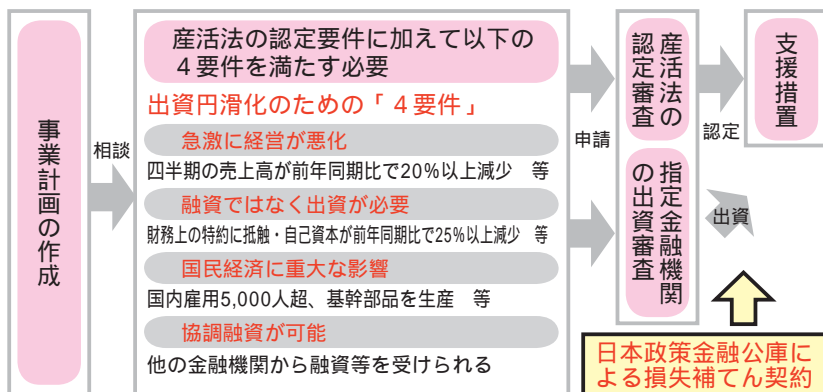


## Z 出資の円滑化を含む4計画



A B C Pのいずれかの事業計画の認定を受ける企業が、民間の指定金融機関（日本政策投資銀行等）の出資について日本政策金融公庫の一部損失補てんを受けたい場合には、下記の4要件を満たす必要があります。そのために、通常の認定手続きに加え、追加の書類提出や手続が必要となります。

（平成23年9月末までの申請に限る）



## 申請時の追加書類

申請時点で、出資円滑化のための4要件を満たすことを示す下記の書類をすべて添付することが必要です。

- ・金融秩序の混乱により経営の状況が悪化したことを示す書類
- ・融資契約もしくは社債発行の契約上の規定に抵触していること、または自己資本の減少など出資が不可欠であることを示す書類
- ・国民経済の成長や発展に重大な影響を及ぼすことを示す書類
- ・指定金融機関による出資を前提として、その指定金融機関以外の民間金融機関が融資等の措置により、協調して認定計画の実現に取り組むことを記載した書類

## 税制- 1 登録免許税の軽減



産活法の認定を受けた計画に従って会社設立や増資等を行う場合には、登録免許税が軽減されます。

(平成23年4月1日～平成24年3月31日まで)

租税特別措置法 80条1項	措置の内容	通常の 税率	産活法 の特例	軽減率	
1号	会社の設立、資本金の増加 <sup>(1)</sup>	0.7%	0.35%	0.35%	
2号	合併	0.15%	0.1%	0.05%	
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)	0.7%	0.35%	0.35%	
3号	分割による設立又は資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%	
4号(売買)	不動産の所有権の 取得	土地	1.3% <sup>(2)</sup>	1.6%	なし
		建物	2.0%	1.6%	0.4%
	船舶の所有権の取得	2.8%	2.3%	0.5%	
5号	合併時	(不動産)	0.4%	0.2%	0.2%
		(船舶)	0.4%	0.3%	0.1%
	分割時	(不動産)	1.3%	0.2%	1.1%
		(船舶)	2.8%	1.2%	1.6%

1 事業再構築計画については、合併等の事業の構造の変更を伴うものに限る。

また、会社の設立または増資の登記については、軽減税率が適用される資本金または資本の増加分に3,000億円の上限を設けている。

2 売買による土地の所有権の移転の登記については、租税特別措置法第72条によって産活法よりも有利な税率が設定されていることから、産活法の税率は事実上適用されない。

なお、税率については、毎年度変更される可能性があることから、詳細については、(<http://www.meti.go.jp/sankatsuhou/>)を確認してください。

### メリット

- ・増資額100億円当たり、3,500万円のコスト軽減
- ・不動産登記も、たとえば、分割に伴い100億円の不動産を移転する場合、1億1,000万円のコスト軽減

## 税制-2 資産評価損の損金算入



たとえば、簿価100（時価50）の資産を持ち負債が80の企業の場合、ここで50の債権放棄を行うと、益金が50となり、法人税負担が生じます。「資産の評価損の損金算入」が認められることで、50（評価損）と益金の50を相殺することができます。

本来であれば、含み損を抱える資産は速やかに処分して損金算入することが必要ですが、迅速かつ抜本的な債権放棄を促進する観点から、認定企業が保有している一定の資産の評価損を損金算入することが認められています。

政策支援

資産 100 (時価50)	負債 80
	資本 20

↓ 50を債権放棄

資産 (時価50)	負債 30
	資本 20

評価損 50	免除益 50
-----------	-----------

▶ 課税なし